## 〇上越教育大学附属図書館利用細則

(平成16年4月1日細則第24号)

最終改正 令和元年10月10日細則第31号

(趣旨)

第1条 この細則は、上越教育大学附属図書館利用規程(平成16年規程第88号。以下「規程」という。)第26条の規定に基づき、上越教育大学附属図書館(以下「附属図書館」という。)の利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

- 第2条 規程第2条第1号に規定する「役職員」には、次の各号に掲げる者を含むものと する。
  - (1) 名誉教授
  - (2) 非常勤職員
  - (3) 外国人研究者
  - (4) 日本学術振興会特別研究員
- 2 規程第2条第2号に規定する「本学の学生」には、次の各号に掲げる者を含むものとする。
  - (1) 科目等履修生
  - (2) 特別聴講学生
  - (3) 特別研究学生
  - (4) 研究生
  - (5) 私学研修員, 専修学校研修員, 公立高等専門学校研修員, 公立大学研修員及び教職員支援機構研修員
- 3 規程第2条第4号に規定する「元役職員」には、次の各号に掲げる者等は含まない。
  - (1) 名誉教授
  - (2) 元非常勤職員
  - (3) 元外国人研究者
  - (4) 元日本学術振興会特別研究員

(貸出)

第3条 図書等の貸出の受付時間は、開館時刻から閉館時刻15分前までとする。

(一般貸出)

第4条 規程第10条第1項に規定する「学部学生」には、第2条第2項に規定する者を含むものとする。

(参考図書)

- 第5条 規程第11条第1号に規定する「参考図書」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 百科事典
  - (2) 辞典, 事典
  - (3) 用語集, 術語集
  - (4) データブック, 便覧, 要覧, ハンドブック, 必携, 研究案内

- (5) 図鑑
- (6) 年表
- (7) 年鑑
- (8) 統計書
- (9) 地図, 地図帳
- (10)名簿,名鑑,住所録
- (11) 書誌, 書目, 解題
- (12)索引, 抄録

(相談又は調査等の受付)

第6条 規程第18条,第20条及び第22条に規定する相談又は調査,相互利用及び展示・掲示の受付時間は、開館日(日曜日,土曜日及び休日を除く。)の9時から17時までとする。

(相互利用)

- 第7条 規程第20条に規定する「他の機関」とは、次の各号に掲げる機関をいう。
  - (1) 国公私立大学の附属図書館
  - (2) その他館長が適当と認めた機関

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、この細則に関し必要な事項は、館長が別に定める。 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年細則第2号 (平成18年3月1日))

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年細則第2号(平成23年3月1日))

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年細則第2号(平成24年3月5日))

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年細則第8号(平成29年3月30日))

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年細則第5号(平成31年3月5日))

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年細則第31号(令和元年10月10日))

この細則は、令和2年4月1日から施行する。